

コロナで困っているみんなを 事業で助けるための助成金

こんな時だからこそ、あなたの「できること」
で地域を助けよう！

30万円

(助成上限額)

- ・ 営利・非営利団体にかかわらず申請いただけますが助成対象は非営利の事業や活動となります。
- ・ 先着順に受け付けし、予算上限に達した場合、締め切ります。

例えばこんな活動を応援(助成)します！

※新型コロナウイルスの影響により発生した千代田区民の困りごとに対応することを目的とした活動が対象となります。



子供等に対して無償でお弁当を提供！



デリバリーを行っている飲食店情報の発信！



介護予防の運動情報をオンライン発信！

助成金は下記の使途で活用いただけます！

1. 諸謝金 (団体構成員、従業員やボランティアの件費は除く)
2. 広報費 (チラシ作成や印刷費用、専用HP立ち上げにかかる経費等)
3. 消耗品費 (食品、文具、材料費等)
4. 運搬費 (配達にかかるガソリン代等)
5. 会場費

支出の目安

- ・ 事業開始のための物品購入経費
10万円以内(備品は除く)
- ・ 事業実施運営経費
月額5万円以内

助成金の申請・交付手順

1.申請



2.審査



3.交付



4.報告

詳しくは
お問合せください。

【お申込み・お問合せ】 千代田区社会福祉協議会 ちよだボランティアセンター

〒102-0074 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

TEL:03-6265-6522 / Mail:volunteer@chiyoda-cosw.or.jp



令和2年度新型コロナウイルス対策支援「助け合い助成」概要

● 助成の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による千代田区民の日常生活の困りごとに対して、非営利の助け合い事業に助成することで、千代田区内の福祉向上を目指します。

● 助成の対象

下記のすべてに該当し、実施にあたり助成が必要であること。

- (1) 千代田区内で非営利の助け合い活動を行う団体、区民
- (2) 政治及び宗教を目的としない団体、区民
- (3) 暴力団又はその構成員の関与のない団体、区民

● 助成の対象となる事業

新型コロナウイルス感染症の影響による区民の困りごとに対して、区民の福祉向上に資する事業で令和3年3月31日までの期間に実施するもの。

※以下の場合には助成対象外となります。

- (1) 同一の事業内容で、千代田区または区関係団体から助成をうけている（受ける）場合
- (2) 営利にかかわる事業

事業例) 子供等に対して無償でお弁当を提供／デリバリーを行っている飲食店情報の発信
介護予防の運動情報をオンライン発信 等

● 助成金額

30万円を上限とする。

- (1) 特例助成
 - ・上限を超える申請があった場合は、別途協議の上、助成額を決定します。
- (2) 助成金の目安
 - ・事業開始のための物品購入等の経費 ⇒ 10万円以内（備品は除く）
 - ・事業実施運営経費 ⇒ 月額5万円以内
- (3) 助成金の使途
 - ・諸謝金（団体構成員、従業員やボランティアの人件費は除く）
 - ・広報費（チラシ作成や印刷費用、専用HP立ち上げにかかる経費等）
 - ・消耗品費（食品、文具、材料費等）
 - ・運搬費（配達にかかるガソリン代等）
 - ・会場費

● 応募の手続き

1. 【申請】 所定の申込書類（活動計画書、収支予算書、団体名簿）をご提出ください。
 - ・郵送申請も受け付けています。
 - ・申し込み書類はちよだボランティアセンターホームページ (<http://www.chiyoda-vc.com/>) からダウンロードできます。
 - ・ご希望の団体、区民の方には郵送いたします。
2. 【審査】 申込書類にて審査を行います（随時）。
3. 【交付】 決定後、所定の手続きにより交付いたします。
 - ・手続き方法については助成金交付決定後にご案内いたします。
4. 【報告】 活動終了後、活動報告並びに収支報告（領収書添付）を行っていただきます。
 - ・報告に関わる書式については助成金交付決定後にご案内いたします。

● 申込期間

先着順に受け付けをし、予算上限に達した場合、締め切ります。ご了承ください。